

# 国鉄闘争と東京清掃労組の運動

国鉄闘争共闘会議 副議長 星野良明

## はじめに

私は1991年から2006年5

月まで東京清掃労組本部において組織部長、副委員長、書記長、委員長などを歴任し、退任後は職場に戻り現在は再任用職員であり、一組合員であるが、これまで国鉄闘争に深く係わつて来た経緯から、また4党合意反対の立場で「中央支援共闘会議」副議長を辞任した経過から「国鉄闘争共闘会議」の副議長をおせつかつて

ら学んだおかげでもあると思つていい。それは、闘いの道義や正義を、そして義憤を貫き通すという当たり前のことであり、組合員の一人ひとりを守り大切にするということである。また、身勝手な組合大国主義や本工主義からの脱皮をしなければ自らが崩壊してしまう」ということであ

る。

さて、東京清掃労組の国鉄闘争支援闘争を語る時、今日の東京清掃労組の国鉄闘争に係わるスタンスについて最初の曲がり角から述べなければならない。それは総評解体・労

- 2 -

後の闘い、そして国鉄闘争支援に全力をあげたと自負している。

以下に述べることは私のこれまでの活動期間を通しての経過・経験を踏まえたものであり、私の考え方、回顧的な要素も含まれていることがあるが、これまで国鉄闘争に深く係わつて

る。そのことは私のこれまでの活動期間を通しての経過・経験を踏まえたものであり、私の考え方、回顧的な要素も含まれていることがある。

ら学んだおかげでもあると思つていい。それは、闘いの道義や正義を、そして義憤を貫き通すという当たり前のことであり、組合員の一人ひとりを守り大切にするということである。また、身勝手な組合大国主義や本工主義からの脱皮をしなければ自らが崩壊してしまう」ということであ

る。

さて、東京清掃労組の国鉄闘争支援闘争を語る時、今日の東京清掃労組の国鉄闘争に係わるスタンスについて最初の曲がり角から述べなければならない。それは総評解体・労

争統一問題に大搖れに揺れる88～89年当時の状況下の出来事であった。

ながらも今日の東京清掃労組がある。同時に東京清掃労組では現在、特別執行委員という立場もある。私は国鉄分割・民営化以前の支部

東京清掃労組は本格化する85、86、87年の壮絶な国鉄分割・民営化反対闘争を都職労清掃支部として支援・連帶の闘いに積極的に取り組んでいた。いざれ地方行革・現業切り捨て攻撃の嵐の中で自分たちもこうした闘いを余儀なくされるであろうとまだ若かつた私たちは暗澹たる気持ちと同時にこれを迎え撃つてやると闘志満々でもあった。

悔しさと怒りのなかで分割・民営化は強行された。JR不採用の過酷な恫喝による執拗な組合脱退工作や嫌がらせにもかかわらず4万を越える國労組合員が厳然と残っていることに驚きと限りない頼もしさを感じ

## 国鉄労働組合への支援、連帯を強化する決議（案）

提案支部 渋谷支部

ある。

我が組合は、一貫してこの間の国労の闘いを日本労働運動史上、最も重要な闘いの一つとして、積極的な支援連帯の取り組みをしてきた。我々は、区移管反対闘争を我が組合の最大闘争課題として、職場と生活を守る

国鉄分割民営化が強行され、一年有余が立つ。苦闘の中で、多くの国鉄労働者が苦悩し、百名におよぶ労働者が自から命を断つた。国鉄職場はJRになつても地獄である。今だに国労組合員に対する不当労働行為が白昼堂々と国家権力の庇護の下に当局によつて続行されている。

国鉄分割民営化は大義名分では無縁の代物であつた。国家権は無縁の代物であつた。国家権力、独占資本の眞の目的の一つは、日本労働運動の牽引者であつた国鉄労働組合への破壊策動であり、官公労働組合への搖さぶられから労戦の右翼的再編へ連動せしめようというものであつた。目的の二つ目は膨大な国鉄資産の独占資本による収奪であつた。

言語を絶する不当な差別、選別、不当労働行為の数々にもかかわらず、國労は、それに耐え、真正面から反撃することによつて四万の組合員を残し、國家権

力の目論見を粉碎し闘い抜いている。

しかし、国労組合員を本務、本務外、清算事業団と分断し、更なる不当労働行為を積み重ね闘いは熾烈を極めている。とりわけ、全国で四千七百名の清算事業団に収容されている組合員は三年の限定期間をもつて解雇するというまつたく許せないものであり、猶予はあと二年間と残されていない。

こうした立ち場から、我が組合は国労の闘いに対し、最大限の組織的、精神的支援をおしまず展開し、取り組むものであり、すでに、国労東京地本を中心とする「国鉄闘争支援東京労組共闘会議」へ参加要請が出され、一定の期間が経過しているが、これに対し積極的に応えるものである。

なぜなら、國労の闘いはまったく正当であり社会的正義の大道を歩むものであり、心ある全労働者の支持を得ざるをえない闘いであることが明らかだからで

たものである。しかも、北海道、東日本、西日本、四国、九州、貨物のJRに分割されながらも国労は一つの組合として残つた。当時は素朴にあまりにも理不尽な不正義が通るはずはない、必ず不当解雇を撤回させることが出来るだろうと、また楽観的に国労本部がJR各社を相手に労使関係を持ち、いすれば統一的な労使関係・統一交渉を行うものと確信し、そのためにも1047名の不当解雇撤回闘争に必ず勝利しなければならないと思つていた。

一方、労戦再編問題は空疎な全統一が叫ばれ刻々と総評解体に向けて進行し始めた。全電通を始めとする官公労は自壊の道へ、中曾根行革内閣は次に日教組へそして自治労へ襲いかかつてくるであろう、そうした時代背景のなかで東京清掃労組も国鉄闘争へ係わるスタンスが問われていた。私たちは自らの職場で地方行革と闘い、分割・民営化後の国労の闘いに連帯することが欺瞞的な労戦再編に異議を唱えることになる私たち職場の末端にいる組合員に出来る唯一の道であり、こうした東京清掃労組の闘いこそが来たる清掃事業の区移管攻撃に対決できる力量

を勝ち取ることにつながると確信し、労戦問題とも結合しながら中央委員会や本部大会で論陣を張った。

東京清掃労組は中央委員会が月に一回のペースで開かれていた。88年4、5、6月の中央委員会、そして7月の本部定期大会は東京清掃労組

が国鉄闘争にどう係わるかという議論に沸きかえった。それは自分たちの知らないところで、労働界大幹部の間で右翼的労戦再編が進行していることへの苛立ちでもあり、怒りでもあった。

當時の東京清掃本部執行部はこれまでの行きがかり上国鉄闘争には参加するが、國勞と距離を置く自治労の中にあつての労戦問題への対応、すなわち労戦問題に対する自治労と國労の考え方の違いや区移管反対闘争を念頭に全方位外交で行くべきだとする意見と文字通り今こそ国鉄闘争支援に全力をあげるべきだという考えに二分していた。この時期、國労東京地本から「国鉄闘争支援東京労組共闘会議」への参加要請があつたが、東京清掃労組本部は国鉄闘争に係る共闘組織への参加は留保すべきというものであつた。当時の議事録を読み返すと毎回の中央委員会で



## 東京地裁前で 激励の挨拶をする筆者

筆者する前で裁地東京で、前で激励の挨拶をする。戦再編は89年11月21日に総評の連合への流れ解散で幕が閉じられることとなり、東京清掃労組は自治労傘下のもと連合の一員となつたが、一方で12月9日の全労協結成への積極的参加をもつて今後の国鉄闘争に希望をつなぐこととなつた。なお東京清掃労組は「国鉄闘争中央支援共闘会議」では複数あつた副議長ポストを担うことにもなつた。この時期が今日の国鉄闘争に係わるシステムを決定付けたということが出来るであろう。以降、東京清掃労組は、自らが抱える区移管反対闘争を闘いつつ90年代の国鉄闘争で国労本部、中央支援共闘、全労協の要請のもとに動員やカンパ等あらゆる取り組みに全力を注ぎこむこととなつた

2 区移管反対闘争

現在の東京清掃労組の組織形態と労使関係のあり方は極めて特異な存在であるといえるであろう。これを

闘いつつ90年代の国鉄闘争で国労本部、中央支援共闘、全労協の要請のもとに動員やカンパ等あらゆる取り組みに全力を注ぎこむこととなつた

鉄闘争に希望をつなぐこととなつた。なお東京清掃労組は「国鉄闘争中央支援共闘会議」では複数あつた副議長ポストを担うことにもなつた。この時期が今日の国鉄闘争に係わるスタンスを決定付けたということが出来るであろう。以降、東京清掃労組は、自らが包える区移管反対闘争を

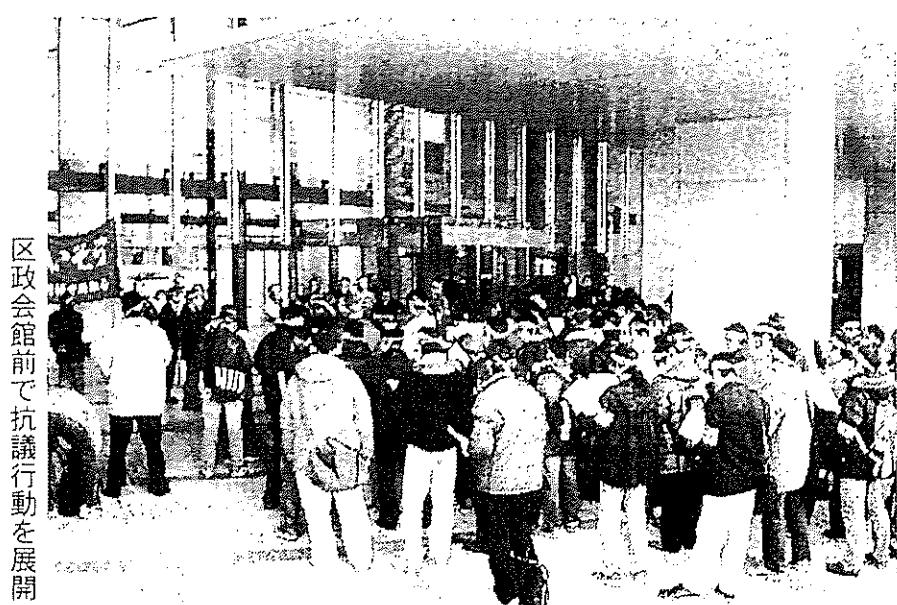
東京地裁前で  
激励の挨拶をする筆者

戦再編は89年11月21日  
に総評の連合への  
流れ解散で幕が閉じ  
られることとなり、  
東京清掃労組は自治  
労争下のもと連合の一員となつたが、一方で12月9日の全労協結成への積極的参加をもつて今後の国

私は現在の単一労組としての東京清掃労組の組織形態は区移管反対闘争の経過が必然的に帰結させたものであると思うが、同時に分割・民営化にあたり国労本部が選択した「国労は残り続ける」という道から東京清掃労組が主観的と言われるかもしれないが主体的に学んだものであることを付け加えておきたい。

東京清掃労組は結成以来区移管反対闘争を宿命的な闘いとし、組合結成の1949年以来7回にわたる節目を経過してきた。1992年から始まる第7次区移管反対闘争は「東京都23区が特別地方公共団体の位置付けから市並みの普通地方公共団体に脱皮したい」という23区の自治権拡充・特区制度改革から始まっているが、同時に中曾根地方行革の一環としての現業切り捨てという側面を色濃く持つものであった。現に2000年の区移管が実現して以降、各区における清掃事業への民間委託攻撃は日増しに激しくなっている。

区移管反対闘争は98年の年末で決着が付けられるが、7年間におよぶ闘いは常に全組合員参加の大衆行動



区政会館前で抗議行動を展開

・大衆運動を標榜しストライキを背景としながら厳しい都当局との交渉景としづらで数々の労使確認を勝ち取り、これらの労使確認からは区移管は不可能ということころまで追い込んだ。さらにそれまで手つかずであった下請労働者との共闘関係を作り出し本工主義者を乗り越えようという問題意識も方

針に定着した。また、おりしも「み  
問題が社会問題化する状況下で「清  
掃行政のあり方」で今では当たり前  
になつてゐるが資源循環型清掃事業  
への転換という社会的有用労働・対  
案戦略を打ち立て、市民運動との連  
携のもとに清掃事業の質的転換を都  
当局に確認させる」とも出来た。総

ということが出来るだ  
ろう。

都側当局はなすすべもなく政治の圧力に屈し迎合し、労使確認を投げ捨て反古にするというまつたくの不誠実な対応に終始したのであつた。残念ながら清掃事業の区移管は強行された。

身分・労働条件は「身分移管にあたりて、処遇総体の水準低下を招かない」という都側・23区側との確認を始めとして6年間の派遣の後に区職員への身分移管を行うなどの労使確認を行い区移管反対闘争は幕を閉じた。

しかし、最終局面に  
おいて社民党、共産党  
を含む全ての都議会・  
区議会政党が「都区制  
度改革推進・清掃事業  
区移管賛成」という状

「区移管賛成」という状況下で深谷隆司元自治大臣など東京選出の国會議員による自民党国政レベルからの強引な政治介入が強行され、これに力を得た当時唯一の革新区長であつた足立区長をも含む全区長が都側を押し切り、

### 3 単一労組「国労」から学ぶ だ東京清掃労組

あれこれの批判や区職労への流れ解散などのお誘いがあつたことは事実であるがここでは述べない――

基本的には各23区のそれぞれと23区によつて作られている清掃工場部門の一部事務組合、最終処分場の都の25の使用者側を相手にしなければな

これに力を得た当時唯一の革新区長であつた足立区長をも含む全区長が都側を押し切り、

2000年3月まで東京都清掃局の下に一元的に行われてきた。従つて、清掃事業下における労使関係、交渉の相

らないという労使関係を持つことになつたのである。しかし、23区における賃金・任用制度の歴史的経過があり賃金・任用は横断統一的なものとして実施されていることから対区長会統一交渉が行われることとなつた。

だが事業執行、すなわち清掃事業における合理化問題や人員定数や新規採用などは事業主である各区ごとの判断となる。東京清掃労組が終始一貫して主張してきたのは東京都清掃局下で23区の垣根を越えてどこの区の地域であろうと統一的な清掃事業が行われてきた歴史的経緯やそれに規定される事業条件、例えば、ごみ収集における具体的労働条件や住民サービスの水準の統一的維持、また清掃工場が全区に整備されている訳ではないので各区は連携しなければ円滑な事業運営ができるないこと等、清掃事業の一貫性、統一性、一体性から事業執行における23区・区長会との統一交渉確立のルールを求めてきた。しかし、23区・区長会はこのことに頑な交渉拒否をした。この交渉拒否・不誠実団交不当労働行為に対して2006年3月に労働委員会への申し立てを行い、2年間の労働

委員会闘争を経たが23区・区長会が2008年3月に事業執行における統一交渉を一部認めるに至り和解が成立した。ここに23区・区長会との事業執行における一部であるが統一交渉が確立することにより労働組合としての基本的な要件である賃金・労働条件を巡る23区・区長会との労使関係が成立することによって名実ともに使用者側23区・区長会は東京清掃労組の存在を認めざるを得ないこととなつたということが出来るだ

ろう。」このあたりの客観的な分析や評価については「地域と労働運動」95号に本誌川副編集長の詳しい論文がある。事業分割は強行され24の使用者側となつたが、統一交渉を成立させ23区区長会との労使関係確立によって単一労組「国労」の存在から学んだ東京清掃労組はまだ不十分ではあるが文字通り単一労組東京清掃労組確立への第一歩を踏みこんだといふことが出来るであろう。

#### 4.4 党合意を巡る東京清掃の立場

の新たなステージで新たな闘いが始まるとしている時、国鉄闘争において4党合意というまつたく考えられないような事態が始まつた。この時は書記長であつたが、これは絶対に認められないと直感した。重要な支援闘争の課題である国鉄闘争に対する東京清掃労組の態度が求められた。中央執行委員会の議論は4党合意反対の立場であつても国労本部に対する対応のあり方について書記長であつた私の対応に「4党合意には賛成できないが国労本部に対するような鮮明な立場に立つべきではない」という若干の異論もあつたが中央執行委員会の4党合意反対の立場が確認され、全組合員的にも4党合意反対の立場を確立した。これが2回目の決定的な曲がり角であった。

国労本部が4党合意を強引に通そうとする2000年7月1日の国労臨時大会を前にして、また夏から秋、そして翌年の機動隊の壁に守られた4党合意承認大会の頃に数々の4党合意反対の集会がもたれた。これまでの国鉄闘争に係わる集会動員は国労本部や中央支援共闘、全労協の指令によつたが、それが一切ない状況

下でそのたび東京清掃労組は独自判断で大動員をかけ奮闘した。集会では東京清掃労組からも発言が求められ、私が挨拶をする機会が多く与えられた。これまで国労支援に参加して生まれた全労協さえもが態度を明確にし切れない状況下で心細さもあつたが「分割・民営化以前からわが組合は国労本部の要請に従い、そのたびに人(労働)も金(カンパ)も黙々と全力で取り組んできた。それは国鉄の分割・民営化が戦後日本労働運動の牽引車的役割を担つてきた国労を潰し総評を解体するという目論見を持ち、さらに改憲策動につなげようという権力の明確な意志を持つた攻撃であり、一人国労だけの闘いではなかつたからである。にもかかわらず、組合員とりわけ解雇された当事者、闘争団の反対を押し切らなければ4党合意に走ることは絶対に許されない。わが東京清掃労組は闘争団の仲間と共に4党合意に反対し、当事者が納得できる解決を求めて最後まで連帯して闘うものである!」旨の連帯の挨拶をしたものである。また東京清掃労組は数々の声明や国労本部へ4党合意再考を求める要請書

## 檄

十四年に及ぶ苦闘を今なお闘い続ける闘争団の皆さんに心から敬意を表します。

七月一日の第六六回国労臨時大会は多くの開催反対の声を押し切り強引に開催されました。しかし、闘争団及び家族の悲痛なさけびとやむにやまれぬ行動により臨時大会は休会になりました。

今、闘争団の行動に国労内部で非難の声があがつていています。しかし、批判されなければならぬのは誰なのか、総團結の名の下に闘争団を切り捨てを進める者こそが批判されなければなりません。

私ども東京清掃労働組合は支援の立場として5・30四党合意「JR不採用問題の打開について」を容認できることを改めて表明します。同時に、不採用問題の当事者である首を切られた闘争団の意志を無視し、強引に終息させようとする国労本部の組合民主主義を逸脱した運営手法に怒りを感じざるを得ないものであります。臨時大会における書記長集約答弁は「……5・30政党間合意は、政治の場におけるJR不採用問題をはじめとした労使紛争の解決に向けた、永年の積み上げによる集大成である。14年に及ぶ組織内外の闘いによる政治的な到達点である。……不採用問題をはじめ労使紛争問題の解決を図り、労働組合として当たり前の活動を展開できることを目指すものである。……」と述べ

ています。「JRに法的責任がないことを認めること」「永年の積み上げによる集大成であり、14年に及ぶ組織内外の闘いによる政治的な到達点である」のならこの14年間に及ぶ闘争団、國労組合員、支援者をも含む闘いは、いつたいなんだつたのでしょうか。國労本体が「労働組合として当たり前の活動を開拓できること」のために5・30四党合意を了解し、闘争団を切り捨てるという組合大国主義・本工主義と言えるのではないでしょうか。闘争団がこの書記長集約答弁に異議をとなえることなく拍手で採決されれば、國鉄労働組合はもはやもどれない川を渡つてしまつたことになります。首を切られた当事者である闘争団のこのやむにやまれぬ行動に誰が非難など出来るのでしょうか。

東京清掃労働組合は支援者の立場として、首を切られた当事者である闘争団員及びその家族の意志が尊重され、納得できる解決を目指すことにより現下の混迷する國鉄闘争が勝利的に解決するため、言葉の意味の通りの総團結を強く望むものです。

二〇〇〇年七月六日  
東京清掃労働組合

を出した。

臨時大会での4党合意反対派のやむにやまれぬ壇上占拠、大会休会の後、闘争団に対して誹謗中傷が集中してたとき東京清掃労働組合が全ての闘争団に緊急にファックスで送った「檄」(別紙2)がある。その中に次のようなことが書かれてある。

「……今、闘争団の行動に国労内部で批判の声があがつていると聞きました。しかし、批判されなければならないのは誰なのか、総團結の名の下に闘争団の切り捨てを進める者こそが批判されなければなりません。」

…

2002年3月、東京清掃労働組合はオリジン労組や一橋事務局長と共に中央支援共闘から離脱し副議長ボストトを辞することを決定し「辞任書」(別紙3)を提出した。それは中央支援共闘の議論として4党合意を巡る度重なる討論でどうしても和解し難い論争の結果であった。その具体的論争は「國鉄闘争は國労の占有物なのか、中央支援共闘は無条件に國労本部に従わなければならぬのか」ということを巡って、鉄建公団訴訟原告団の処分を前提とする査問委員会の設置、最高裁判の取り下げ時

別紙3

## 辞任届

国鉄闘争支援中央共闘会議  
議長 中里 忠仁 殿

2002年3月7日  
国鉄闘争支援中央共闘会議  
副議長 星野 良明

期 数度にわたる機動隊の導入などについて、私たちは絶対に了解できぬというものであった。その後、

「1047名の不当解雇を撤回させ

国鉄闘争に勝利する共闘会議」

(「国鉄闘争共闘会議」) の結成を

めざし全力をつくすこととなつた。

この道と決め鉄建公団訴訟や「国鉄

闘争共闘会議」に全力を投じてい

東京清掃労組やオリジン労組に4党

合意賛成派から「闘争阻害者」「闘

争妨害者」のレッテル貼りの横行や、

「鉄建公団訴訟原告

以上

## 5 組合員による 総括の主体化が求 められている

分析・方針・実践・総括……というサイクルが運動・組織をより高次のレベルに発展させることは運動家にとって鉄則である。しかし、このサイクルの中でとりわけ総括は一過性の文

団は東京清掃労組にめんどうを見てもらえなどといふ心ないことを言われた。その後の2005年の9・15判決で新たな地平を切り開いてから今日に至る経過はご存知の通りである。

書で確認されるという儀式だけに終わってしまう組合員の中で主体化されず後々の運動に活かすことがまつたと思う。国労もそうだが東京清掃

東京都と東京清掃労働組合は、清掃事業の特別区への移管について、次のとおり確認する。

- 一 清掃事業の特別区への移管の時期は、平成十二年四月一日とする。  
但し、移管に当たっては、条件整備が実現していることを前提とする。

- 二 移管に先だって条件整備等の達成状況を確認すること等を含めた労使協議の場を設ける。

- 三 右記二の労使協議の場で協議すべき事項は次のとおりとする。

- (一) 「都区制度改革に関するまとめ(協議案)」及び「『十一月二十二日労使協議における申し入れ事項』に関する再回答」で示された条件整備等の達成状況の確認。

- (二) 右記(一)に基づく移管の実施について。

- 四 移管する場合の職員の勤務条件等については、移管に際して処遇総体の水準低下を招かないことを基本に具体的に協議する。

- 五 移管までの清掃事業については、資源循環型清掃事業への転換等を確認した「清掃事業のあり方について」を基本に進める。

- 六 本覚書に係る詳細については、交渉議事録等により確認するものとする。

平成六年十二月十五日

東京都副知事 鹿谷 崇郎  
東京清掃労働組合委員長 大久保 三郎

の受け止め方の質は違うが国労の反対で最終局面に向かえようとしている現在、物議をかもすと言われるかもしれないが補強五項目や4党合意にいたっては総括すら行われていないと言わざるを得ない。

少し長くなるが区移管反対闘争における総括を引用させて頂きたい。東京清掃労組の第7次区移管反対闘争総括は92年10月～94年末までの闘いを次のように総括している。

「……7次におよぶ区移管反対闘争を闘つてきたが、今回ほど敵の攻撃との共同闘争の闘い等運動はかつてない程の質・量と社会的広がりをもつて進められた。……94年12月15日の『覚書』(別紙4) 調印をもつて、一区切りをつけたが、2000年に先立つ段階で『覚書』で確認した内容を当局に守らせる始め、既に『都区制度改革』として国に上げられていることや複雑な政治状況特別区の動きを注視しなければならず、闘いはまだ終わつた訳ではない。これから押し寄せる『第4次行革反対闘争』に備えるためにも兜の緒を締めなおし、新たな闘いの準備を開始しなければならない……」、

さらに97年3月の闘い再開～98年

末の最終妥結までの総括で発議のよ  
うに続けていく。

「……大衆行動・大衆闘争を背景  
として勝ち取った数々の労使確認が  
不正当な政治の力に蹂躪され続けた。  
こうした理不尽な攻撃に屈すること  
なく最後まで闘い続けたが、最終局  
面での闘いの焦点は移管後の事業運  
営形態をめぐる闘いとなつて行つた。  
……最終妥結内容における直接の事  
業運営形態をめぐる闘いの部面では、  
残念ながら敗北したといわざるを得  
ない。……新たな状況下で新たな闘  
いをめざすため、全組合員が大衆的  
総括運動を開拓することを前提とし  
て、第7次第四期最終局面の総括  
(素案)を提起する……」と総括議  
論を大衆運動の一環として提起した  
のである。

私は区移管反対闘争の最終決着に  
おける総括案を大衆的総括運動の素  
案として全組合員に提起し、成案と  
し中央委員会で承認され、大会でも  
満場一致で承認された。しかし一過  
性の総括文書で終わってしまい、大  
衆的討論を組織化できず、組合員の  
中に主体化できなかつたと思つてい  
る。今でも私は「このことを思い出  
たび忸怩たる思いを否定できない。

さらに移管後は、2000年～2  
006年までの23区・区長会との身  
分切り替えに關わつての調整額・賃  
金・任用制度をめぐる死闘ともいえ  
る闘い、そして23区の事業執行にお  
ける区長会との統一交渉を確立する  
2年間に涉る労働委員会闘争の取り  
組みなどがあつた。その他に清掃会  
館問題、調整額・賃金・任用制度確  
立の闘いの過程で生じた足並みの乱  
れ、東京清掃労組のあり方論・それ  
らをめぐる論争、役員選をめぐつて  
争われたことは何が本質的問題であつ  
たのか等、掘り下げるべきテーマが  
ある。しかし、これらの総括は性格  
が違う次元のものもあるので別の  
機会に本誌「地域と労働運動」でこ  
れらの詳細について全てを明らかに  
したいと思つている。

以上の90年代の区移管反対闘争、  
2000年以降の経過・総括は全て  
膨大な記録が残されている。東京清  
掃労組の若い組合員には是非目を通  
していただきたいと切望している。

中心に総括の主体化の重要性を述べ  
てきたが、ここでは現在進行中の国  
鉄闘争を近年の苦闘を通して総括そ  
のものの方針論一般と構えについて  
て私なりの具体的考え方を述べてみ  
たい。

闘いである以上どんな場合でも勝  
つこともあるれば負けることもある。  
闘いに臨むにあたつて「この闘いに  
おいて負けるとすれば、それはどの  
防御ラインを突破された時なのか」  
それを事前に必死に考へることが必  
要だ。そして、負けないように最善  
の策を講ずる。特に「そこを突破さ  
れたら決定的敗北」という生命線的  
攻防ラインには鉄壁の防御ラインを  
しくために全力を尽くす。同時に闘  
う以上「負けない」というだけでは  
不十分であり、勝利をめざさねばな  
らない。したがつて、勝利への道筋  
がどの攻防ラインに沿つて存在して  
いるかについても、「負けない」た  
めの努力と同じくらい必死に考へる  
必要がある。

具体的に4党合意以降の鉄建公団  
訴訟原告団と国鉄闘争共闘会議の闘  
いに即して以下、「負けないための  
戦術や方針闘い」(以下「戦術A」)、  
「勝利への道筋を求める戦術」(以  
成された。

下「戦術B」)の観点から述べる。

2001年1月国労全国大会が4  
月に即して以下、「負けないための  
戦術や方針闘い」(以下「戦術A」)、  
「勝利への道筋を求める戦術」(以  
成された。



1047名問題の解決を迫る4者・4団体による国会前座り込み

その次の局面では、私たち4党合意反対派の存在がとにかく確保されたことを前提にして、4党合意とう解決幻想構造と私たちの主体的闘いとが力比べに入った。その時の決して突破されではならない局面での防御ラインは何かといえば、それは

裁判闘争で全面敗訴となつてしまつて、それを避けなければならないといふことであつた。裁判で最低でも不当労働行為を認定させることが重要なことであつた。幸いなことに弁護団の献身的努力と私たちの不退転の闘争によつて、「不当労働行為あり」の

9 · 15 難波判決

すべての局面でも、「戦術A」と「戦術B」のどちらが勝つのか、必ずしも明確でない。

迦陵子集

て確保した上で  
路頭に迷わない  
解決をめざす  
「戦術B」は政  
治解決である。  
辛苦の長く厳し  
い様々な曲折を  
経ながら今日、  
先ごろの星陵会  
館における2・  
05年9・15判決をとつた後いよい  
よ1047名全体の鉄建公団訴訟へ  
原告団への切り崩し攻撃が激しく展  
開された中でも同年12月6日4党合  
意が正式に破産するまで真剣に考え  
たし、2003年12月23日の最高裁  
判決を前後する時も1047名全体  
で鉄建公団訴訟に立ち上がるようにな  
るにはどうしたらよいかを問われ  
た中でもそれを真剣に考えた。20

16集会に民主党鳩山幹事長をはじめ自民党以外の与野党の公明党「対応委員会」弘友座長、社民院又市副代表、の決起とそれを支える体制作りを問われている中で4者・4団体の枠組みが作られた。その局面でも「戦術A」と「戦術B」とを常に考え続けた。そうしてその時々の中間的総括を議論し考え方を出した方針に立て全効で闘ってきるのである。

黨之正直者

て手元で闘い続けてきたのである

私は国鉄闘争でのこうした経験を踏まえて、東京清掃労組との間の闘いについても全く同じ事だと考えます。組織も活動家も現実の闘いを踏まえたきちんとした総括が出来るようでなければならないと考へる。そのためには闘いに臨む姿勢それ自体

ところがこれまでの「学校」（党派）主義的な活動家の総括は、あらかじめ「学校」（党派）が決めた闘争方針は原則的で永遠に正しいものと決めてかかるから、闘いを経験しても進歩しない。党派のために闘う人々と、本当にその闘いにおいて「負けないために」「勝ち筋を見出すために」その運動体の立場に徹して闘う人々との本質的な違いがそこには存在する。

代表、共産党仁比代議士が参加し解説へ努力を表明したことはこの「戦術B」が現時点で有効に展開していることを示している。

私たちは、国鉄闘争に4党合意以降真剣かつ主体的にかかわった関係から、以上述べた二つの局面以外のすべての局面でも、「戦術A」と「戦術B」が現時点で有効に展開していることを示している。

と、総括は自然に真剣になされる」ととなる。「負けない戦術」についての考え方方が有効だったか、「勝ち筋を探り当てる戦術」の組み立ては妥当だったか、結果が出る度に点検し、考えをその都度柔軟に調整することが求められる。そういう総括を行う体質を身につけていると闘いを

がいつも「負けないためにはどうしたらいいのか」「勝ちをめざすためにはどのように闘つたらいいのか」を真剣に考えることが前提として求められる。私は「このような考え方から「総括」というものを極めて重要なものと考える。

## 7 国鉄闘争と東京清掃労組

さて、現在私は国鉄闘争が困難であるが解決局面を勝ち取ることができつつあると思っている。同様に今後の東京清掃労組もこうした真剣な思考の積み重ねを行えば展望は多いに広がってくると思う。とりわけ若い組合員の中には優秀な資質をもつた人材がいるはずである。新しい時代は新しい活動家を要請していると思う。かつての私自身の総括でもあるが、私は古い活動家の部類に属する世代である。全ての左翼諸党派も含め我々の世代はイデオロギッシュな固定観念から組合運動を考える傾向が強い。教条から、お仲間集団意識から、狭隘な主導権争い的自意識から、「学校」（党派）政治から、解放されねばならない。党派運動内

なら許されても大衆組織である労働組合にはこうした視野狭窄は持ち込むべきではない。労働組合に携わる者はもう一度組合運動を見直し、運動体の立場に立ち、組合員による組合員のための、そして働く者の社会のための社会的・大衆的労働運動の立場に立ち返らなければならないと思う。

### 「国鉄闘争と東京清掃労組の運動」

と題して私の経験を踏まえ、考え方を述べた。この二つの組合の闘いはほぼ同時代に闘われた。社会的意味や運動・組織の質・量の違い、そして何よりも労働組合を国家レベルから壊滅させようという国家戦略・国家的不当労働行為が意識的かつ熾烈に行われた点で、従つて日本労働運動における歴史的結節点の圧倒的重要性の重みにおいて国労と東京清掃労組との闘いは比較しようがない。

ただ現象的共通点がある、それは事業分割・事業移管（譲渡）攻撃であったということ、従つて労使関係の劇的変化という課題に立ち向かつた闘いでもあったということである。私は真剣に必死で全力をあげ区移管反対闘争とその後の闘いを当事者として闘い、同じように国鉄闘争におい

ては支援者として闘つた。

「負けないためには、そして勝つためには悔いの残らないように必死で考えること、行動すること、発言することで、闘うことで出来ることは死にものぐいで何でもやつてしまうこと」だと思う。その結果は甘んじて受けなければならぬが、その努力の度合いに応じて必ず道は開かれると思う。

東京清掃労組はともかくも単一労組の道を切り開いた。1047名の国鉄闘争は今政治解決に向かつて大きな前進を遂げている。

最後に、私は本誌「地域と労働運動」の川副編集長に深く感謝をしていることを申し上げたい。本誌NO.95・2008年9月号は5万字によぶ川副論文「『事業分割・譲渡問題における労働組合・3つの基本課題』と東京清掃労組の取組」が掲載されている。ここには、移管後6年間の闘いの総括的評価と今後の東京清掃労組の方向について、国鉄闘争や民間労組の歴史的な闘いの総括を踏まえた貴重なアドバイスと新たな問題提起が展開されている。

